

九州大学先端医療オープンイノベーションセンター施設使用規程

令和元年度九大規程第139号

制定：令和2年3月31日

最終改正：令和3年3月25日

(令和2年度九大規程第65号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学内共同教育研究センター規則（平成26年度九大規則第92号）別表1に規定する目的に則した先端医療オープンイノベーションセンター（以下「センター」という。）の施設使用について、必要な事項を定めるものとする。

(施設の使用)

第2条 次のいずれかに該当する者から申請があった場合は、別表に掲げるセンターの施設（以下「施設」という。）を、申請者の使用に供することができる。

(1) センターの目的に沿った研究プロジェクトを行う者

(2) その他センターの目的に沿った活動を行う者

(使用の許可)

第3条 施設を使用しようとする者は、所定の様式により、あらかじめセンター長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 センター長は、前項の許可に当たっては、センター委員会の議を経なければならない。

(許可内容の変更)

第4条 施設の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、当該使用の途中において、前条の規定により許可を受けた内容を変更する必要があるときは、所定の様式により、あらかじめセンター長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可に当たっては、前条第2項の規定を準用する。

(使用期間)

第5条 施設の使用期間は、原則として使用開始日から当該事業年度の末日までとし、延長する場合は1年ごとに更新し、5年を限度とする。ただし、センター委員会が必要と認めた場合はこの限りでない。

(使用料)

第6条 施設の使用料は、1平方メートル当たり年額10,000円とする。ただし、事業年度の中途において入居し、又は退去する場合の当該年度の使用料の額は、年額を12で除した額に入居月数を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）とする。

(光熱水料)

第7条 使用者は、使用を許可された場所における施設及び設備等の電気料、上水道料、下水道料及びガス料を負担しなければならない。

(徴収方法)

第8条 前2条の使用料及び光熱水料（以下「使用料等」という。）は、それぞれ所定の期日までに、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込みにより支払わなければならない。

2 一度納付された使用料等は、特段の事情がある場合を除き、返還しない。ただし、天災その他やむを得ない事由により使用できないときは、この限りではない。

(適正使用)

第9条 使用者は、センターの目的に沿って適正に使用しなければならない。

2 センター長は、使用者が、この規程等及び許可条件に違反したとき、又はセンターの管理上支障があると認めるときは、当該使用の許可を取り消し、又は中止させるとともに、センターからの退去を命ずるものとする。

(使用の終了等)

第10条 使用者は、使用が終了したとき、又は前条第2項の規定により使用の許可を

取り消され、若しくは中止させられ、センターから退去を命ぜられたときは、施設等を原状に回復して、速やかに退去しなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、その責に帰すべき事由により、施設等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第12条 施設使用に関する事務は、病院事務部研究支援課において処理する。

(補則)

第13条 この規程の実施に関して必要な事項は、センター委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年度九大規程第65号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

#### 別表 (第2条関係)

フロア	室番号
2階	204、208
3階	301、302、303、304
4階	401、402、403、404、405、406、407、 408
5階	501、502、503、504、505、506、507、 508・509 (前室を含む)
6階	602、603、604、605、606、607、608、 609